

## 医療法人制度改革と医療法人の事業承継

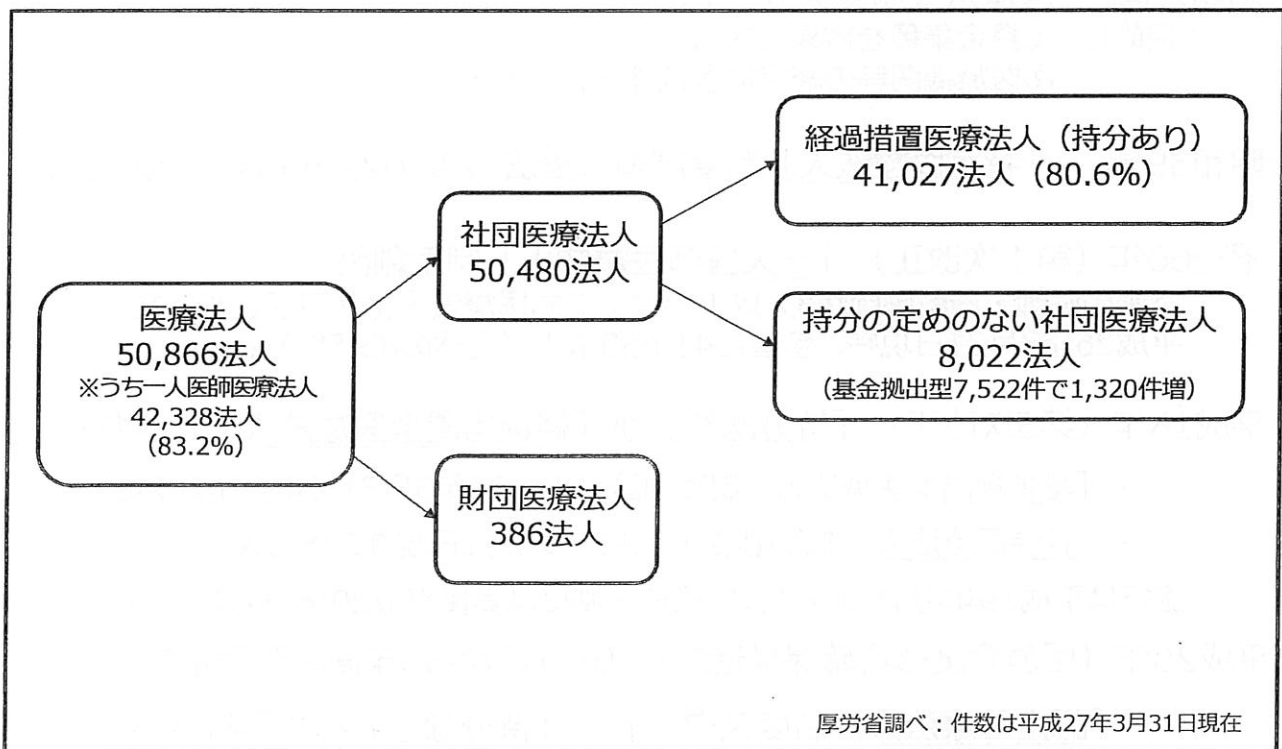
～医療法改正に対応し、税と制度面で事業承継を円滑に進めるために～

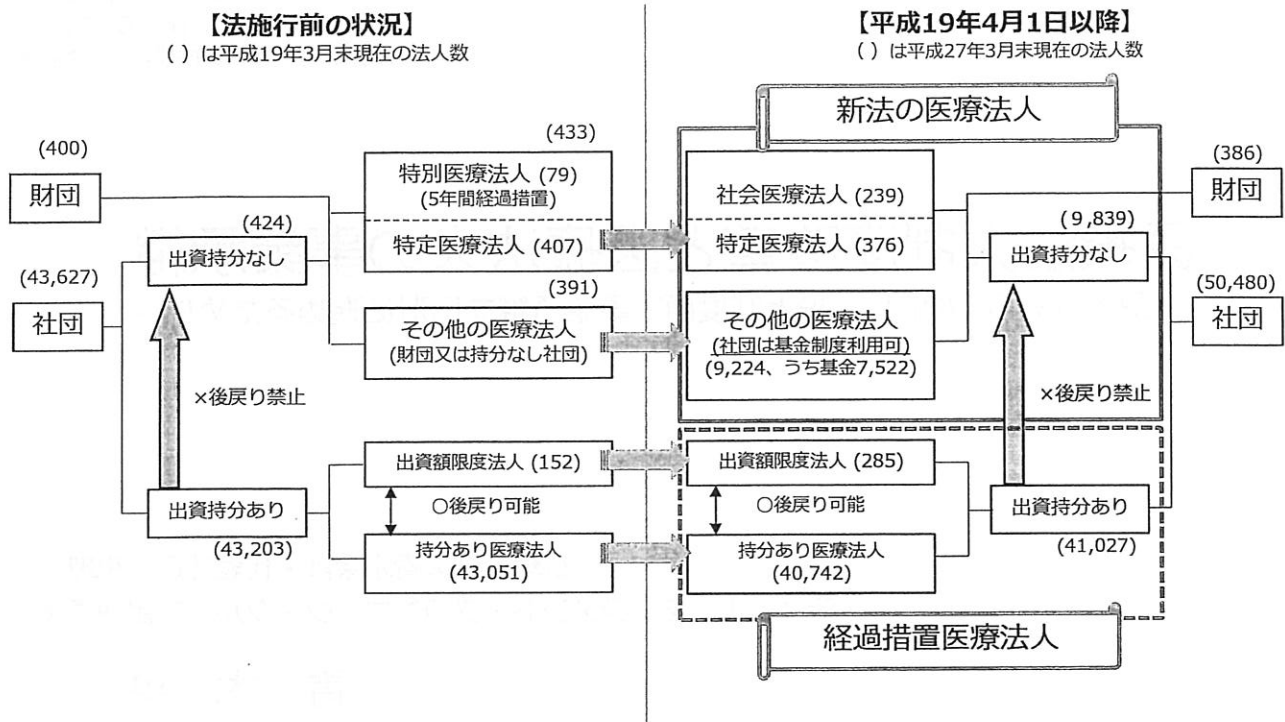
税理士法人青木会計・代表社員 税理士  
メディカル・マネジメント・プランニング・グループ副理事長

青木 恵一

Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved

## 形態別医療法人数(平成27年3月31日現在)



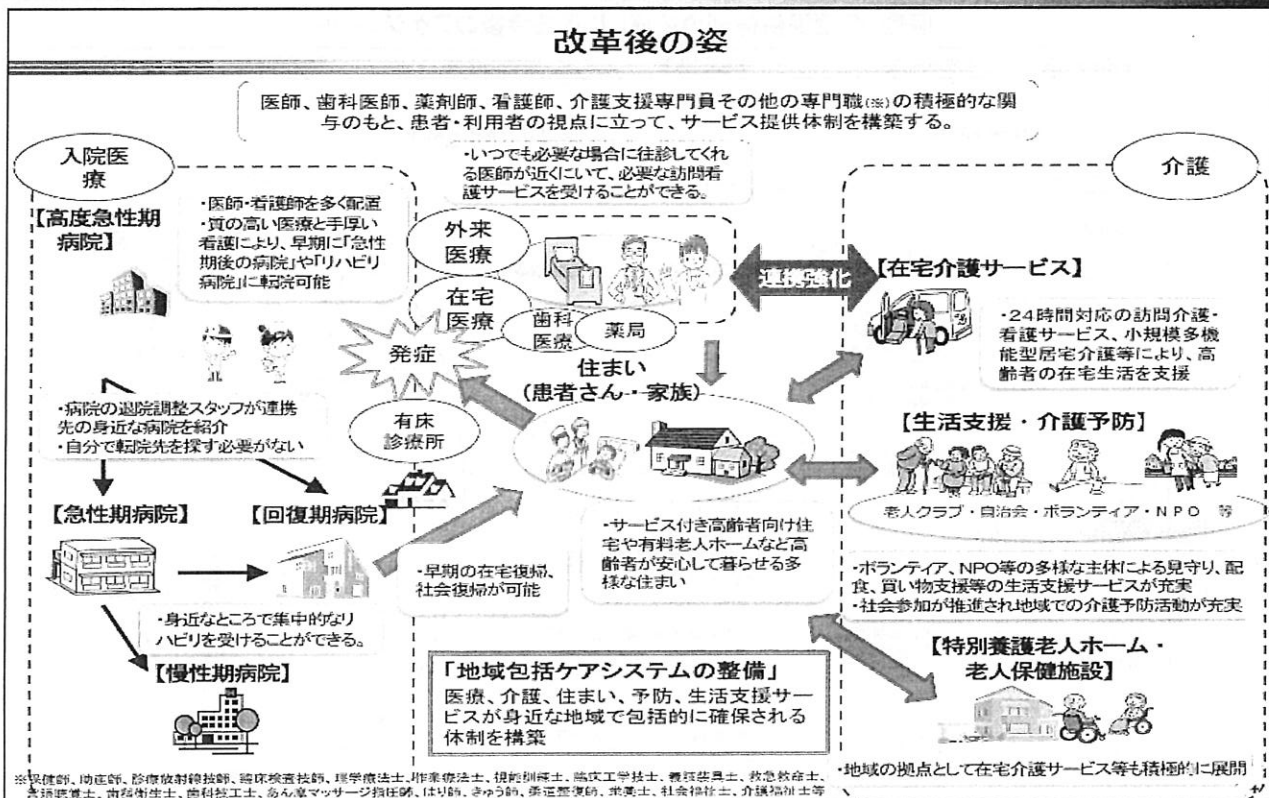


## 医療法改正と医療法人制度の主な変遷

- ◇昭和25年 医療法人制度スタート  
目的は ①資金集積を容易にする  
②医療機関等の経営に永続性を付与すること
- ◇昭和39年 「特定医療法人」制度創設 (措法67条の2) ※26年3月31日現在375法人
- ◇昭和60年 (第1次改正) 「一人医師医療法人」制度創設  
常勤の医師・歯科医師が3人以上いなくても医療法人化が可能となった。  
平成26年3月31日現在、全国に41,659法人 (全体の83.5%) ある。
- ◇平成18年 (第5次改正) 「持分あり」が「経過措置型医療法人」とされた。
  - ・「基金拠出型医療法人」制度創設 (平成26年3月31日現在6,202法人)
  - ・「社会医療法人」制度創設 (平成27年4月1日現在248法人)
 施行は平成19年4月1日 (社会医療法人制度は実質平成20年4月スタート)
- ◇平成26年 (医療介護総合確保推進法) 10月1日から3年間の時限措置で  
「認定医療法人」制度スタート (「持分なし」への移行促進)

1. 地域医療連携推進法人制度（仮称）創設
2. 医療法人の経営の透明性の確保
  - (1) 会計基準の適用・外部監査の義務付け
  - (2) 計算書類の公告の義務付け
  - (3) いわゆるメディカルサービス法人との関係報告
3. 医療法人のガバナンスの強化
  - (1) 医療法人の理事会の設置・権限や役員を選任方法等を医療法に明確化
  - (2) 医療法人の業務執行を担っている理事長及び理事の責任の大きさを勘案して、理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を明確化
4. 医療法人の「分割」制度創設
5. 社会医療法人の認定要件見直し

## 医療・介護サービスの提供体制（改革後の姿）



高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

結果の概要

**不動産取得税**

家屋：課税標準から1,200万円控除／戸  
 土地：家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額を軽減  
 ※新築住宅に係る不動産取得税特例の要件緩和(40㎡→30㎡)

→ **改正案** 適用期限を2年間延長(平成29年3月31日まで)

---

**固定資産税**

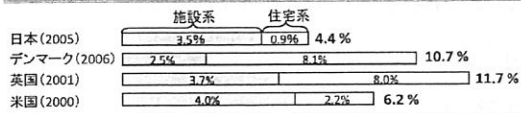
5年間、税額について2/3を減額  
 ※新築住宅に係る固定資産税特例の要件緩和(40㎡→30㎡)

→ **改正案** 以下の減額率とした上で、適用期限を2年間延長(平成29年3月31日まで)  
 ・税額について2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を減額(5年間)

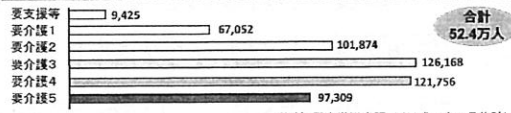
施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足しており、要介護度の低い高齢者も特養申込者となっている状況。
- 在宅介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の整備を引き続き支援していくことが必要。

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合は諸外国より低い



特別養護老人ホーム申込者数(要介護度の低い者も申し込み)



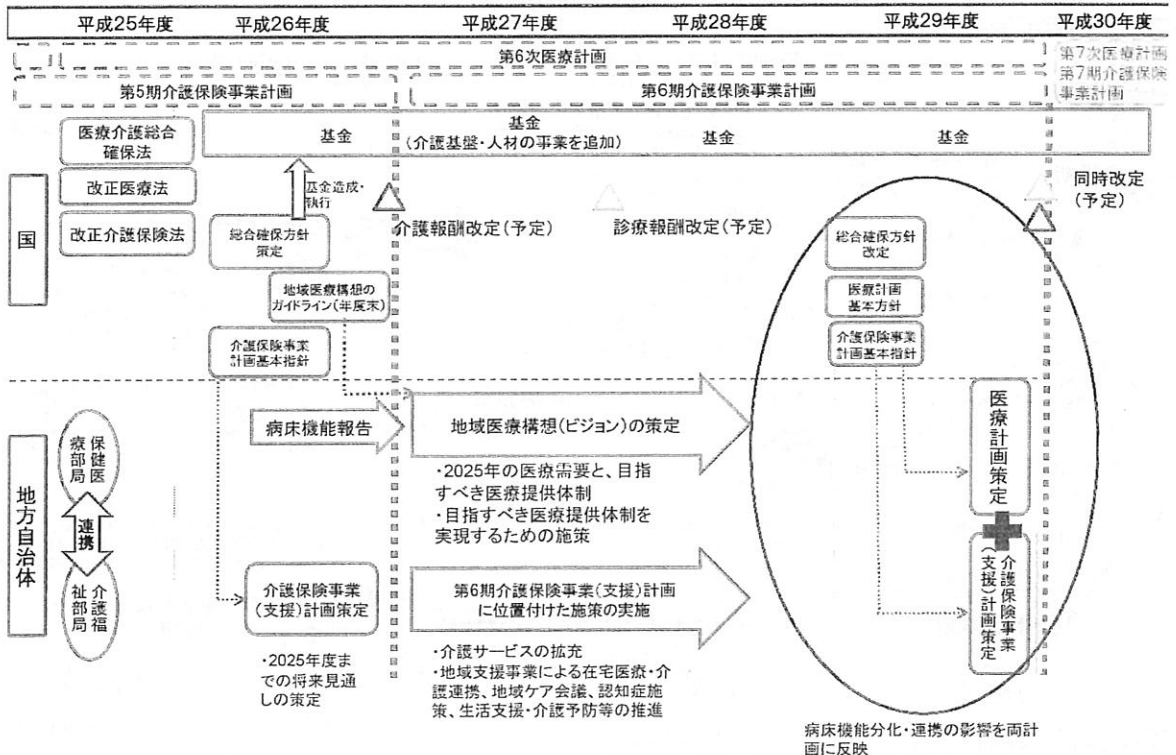
サービス付き高齢者向け住宅の登録基準



- **ハード**
    - ・床面積は原則25㎡以上
    - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
    - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
  - **サービス**
    - ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
  - **契約内容**
    - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等
- ※有料老人ホームも登録可

医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール

医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール





# 「地域医療連携推進法人」制度の創設について

厚生労働省の資料より



## 地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設について(概要)

参考資料1

### 趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人(仮称)の認定制度を創設する。これにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

### ポイント

※医療法改正

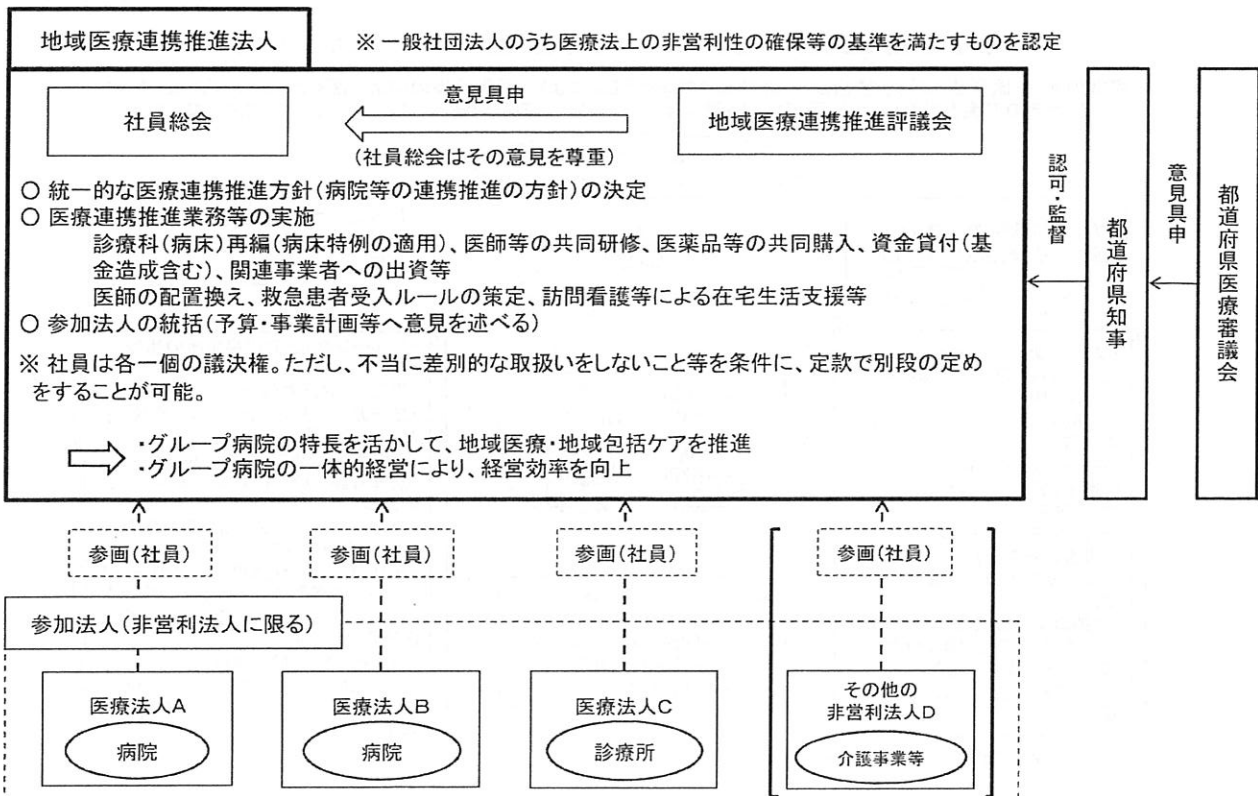
- 法人格
  - ・ 地域の医療機関等を開設する複数の医療法人その他の非営利法人の連携を目的とする一般社団法人について、都道府県知事が地域医療連携推進法人(仮称)として認定する。
- 参加法人(社員)
  - ・ 地域で医療機関を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
  - ・ それに加え、地域医療連携推進法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う非営利法人を参加法人とすることができる。
  - ・ 営利法人を参加法人・社員とすることは認めない。
- 業務内容
  - ・ 統一的な連携推進方針(医療機能の分化の方針、各医療機関の連携の方針等)の決定。
  - ・ 病床再編(病床数の融通)、キャリアパスの構築、医師・看護師等の共同研修、医療機器等の共同利用、病院開設、資金貸付等。
  - ・ 関連事業を行う株式会社(医薬品の共同購入等)を保有できる。
- ガバナンス(非営利性の確保等)
  - ・ 社員の議決権は各一個とするが、不当に差別的な取扱いをしない等の条件で、定款で定めることができる。
  - ・ 参加法人の事業計画等の重要事項について、意見を聴取し、指導又は承認を行うことができる。
  - ・ 理事長は、その業務の重要性に鑑み、都道府県知事の認可を要件とする。
  - ・ 地域医療連携推進協議会の意見を尊重するとともに、地域関係者を理事に加えて、地域の意見を反映。
  - ・ 営利法人役職員を役員にしないこととともに、剰余金の配当も禁止して、非営利性の確保を図る。
  - ・ 外部監査等を実施して透明性を確保する。
  - ・ 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見に沿って、法人の認定、重要事項の認可・監督等を行う。

Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved

8

## 地域医療連携推進法人制度について(概要)

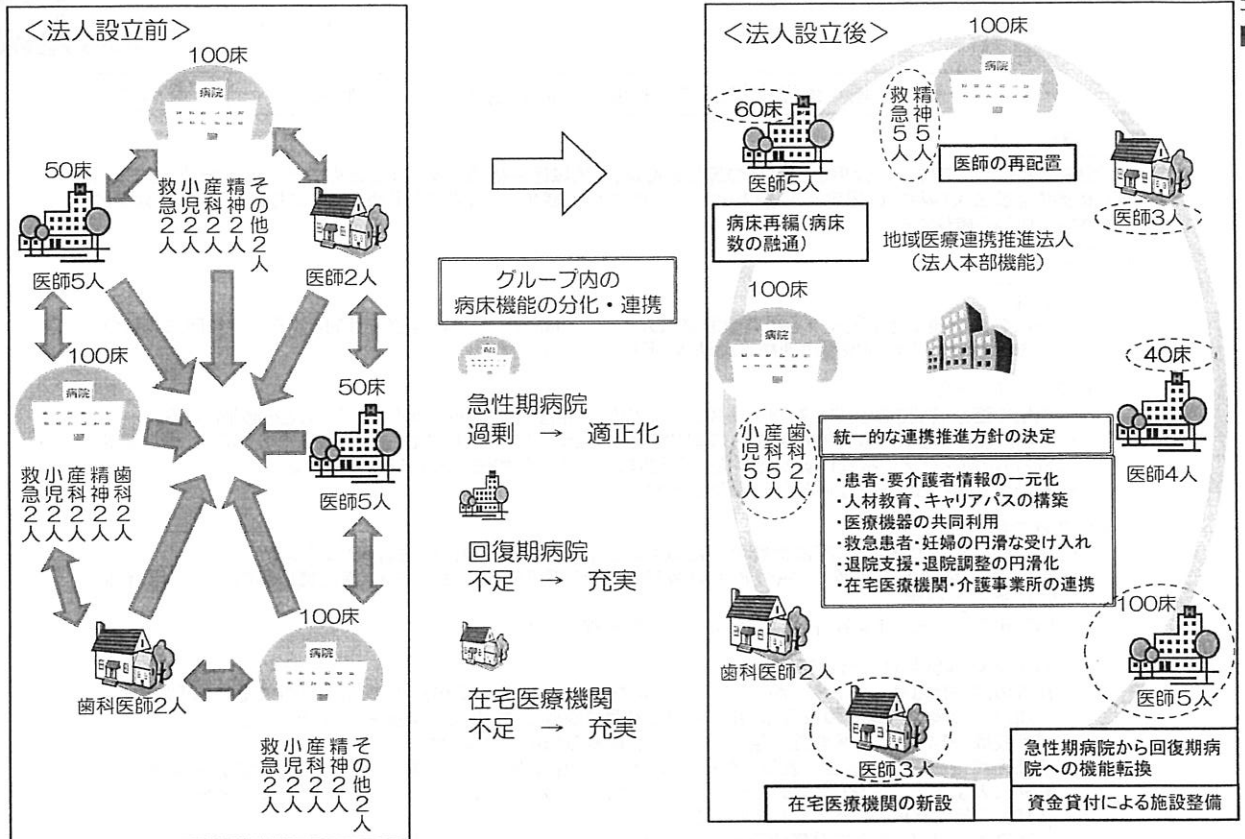
医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。



Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved

9

# 地域医療連携推進法人（仮称）設立の効果・メリット（イメージ）



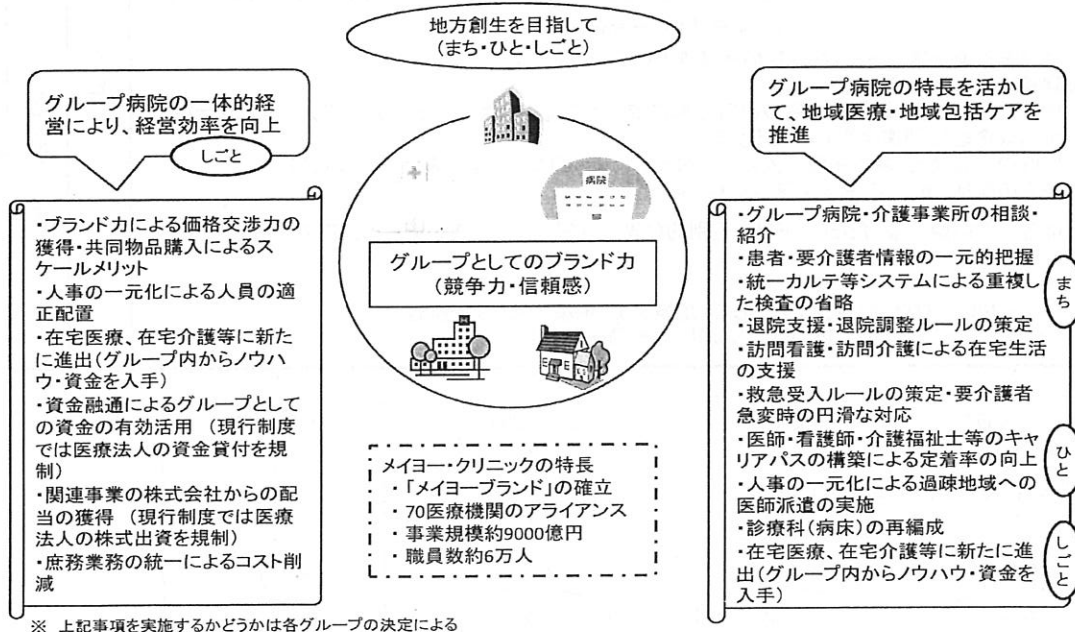
## 地域医療連携推進法人制度の創設による地方創生の取り組み (まち・ひと・しごと)

厚生労働省の資料より



### 地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設による地方創生の取り組み（まち・ひと・しごと）

複数の病院（医療法人等）を統括し、一体的な経営を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、地域医療・地域包括ケアの充実を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢とするとともに、地方創生につなげる。





### 1 会計基準の適用・外部監査の義務付け

医療法人の経営の透明性を確保するため一定規模以上の医療法人に、会計基準の適用を義務付けるとともに公認会計士等による外部監査を義務付ける。具体的な会計基準は、平成26年2月に四病院団体協議会が作成した「医療法人会計基準」を基本に検討する。

### 2 計算書類の公告の義務付け

国民皆保険の下で病院等の業務が行われていることから、医療法人の経営の透明性を高める必要があるとして、一定規模以上の医療法人に、計算書類の公告（官報公告又はインターネット上での公開）を義務付ける。

### 3 いわゆるメディカルサービス法人との関係の報告

医療法人といわゆるメディカルサービス法人（MS法人）を含む関係当事者との関係の透明化・適正化が必要かつ重要であるとの観点で、学校法人等と同様に、毎年度、医療法人とMS法人との関係を都道府県知事に報告させる。 →※「一定規模以上」という制約がない！！



### 1 医療法人のガバナンス強化の概要

医療法人のガバナンスの強化は、医療法人の理事会の設置・権限や役員を選任方法等を医療法に規定して明確化する。

また、医療法人の業務執行を担っている理事長及び理事の責任の大きさを勘案して、一般社団法人等と同様に、理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化する。

### 2 改正される医療法の概要（ガバナンス強化）

<第四款 役員を選任及び解任>

○46条の3の5③ 「社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。」

○46条の5の2① 「社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。」

○同条② 「前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。」

## ガバナンス強化の内容（続き）

<第五款 理事>

○46条の6の2 「理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」

○46条の6の3 「理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。」

<第六款 理事会>

○46条の7①及び② 「理事会は、全ての理事で組織する。」 「理事会は、次に掲げる職務を行う。 一、医療法人の業務執行 二、理事の職務の執行の監督 三、理事長の選出及び解職」

<第八款 役員等の損害賠償責任>

○47条① 「社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

○49条 「役員等が医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## 医療法改正により見直しがされる医療法人制度（3） 医療法人の分割制度について（創設）

### 1 医療法に医療法人の「分割制度」を創設する

現状、医療法人の分割はできないが、医療法を改正して、他の法人類型と合わせて、分割計画書等を分割前の医療法人が作成した上で、都道府県知事の認可があれば医療法人の分割を可能とする。分割制度の対象としては、「持分あり医療法人」は既存の法人しか認められていないため、対象とされず、「持分なし医療法人」についてのみ認める。また、社会医療法人及び特定医療法人についても対象外とする。

### 2 税制適格分割の定義を明確化する

<平成27年度税制改正大綱 P81>

（10）医療法の改正により医療法人の分割制度が創設されることを前提に、資本又は出資を有しない法人については、共同事業を行うための適格分割の要件判定に際し、株式継続保有要件を除外して判定する。



# 会社法と医療法の規定の比較



現行の会社法の合併・分割の規定と医療法の合併の規定から、医療法人の分割制度を導入する際には、以下の規定が必要と考えられるのではないかと。

	会社法	医療法
合併	<p>〔法的効果関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合併契約の締結</li> <li>○合併契約において定める事項</li> <li>○合併の効力の発生</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合併契約に関する書面等の備置き・閲覧等</li> <li>○株式総会による承認</li> <li>○反対株主の株式買取請求・株式の価格の決定</li> <li>○新株予約権買取請求・新株予約権の価格の決定</li> <li>○債権者の異議</li> <li>○新設合併の株式会社設立の特則</li> <li>○登記</li> </ul>	<p>〔法的効果関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社団：総社員の同意</li> <li>財団：理事の2/3以上の同意</li> <li>○都道府県知事の認可</li> <li>○権利義務の承継</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産目録、貸借対照表の作成</li> <li>○債権者の保護（公告・異議手続）</li> <li>○合併による医療法人の設立事務</li> <li>○登記</li> </ul>
分割	<p>〔法的効果関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新設分割計画の締結・吸収分割契約の作成</li> <li>○分割計画・分割契約において定める事項</li> <li>○分割の効力の発生</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分割契約・計画等の書面等の備置き・閲覧等</li> <li>○株式総会による承認</li> <li>○反対株主の株式買取請求・株式の価格の決定</li> <li>○新株予約権買取請求・新株予約権の価格の決定</li> <li>○債権者の異議</li> <li>○新設分割の株式会社設立の特則</li> <li>○登記</li> </ul>	<p>〔法的効果関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社団：総社員の同意</li> <li>財団：理事の2/3以上の同意</li> <li>○都道府県知事の認可</li> <li>○権利義務の承継</li> </ul> <p>〔手続関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産目録、貸借対照表の作成</li> <li>○債権者の保護（公告・異議手続）</li> <li>○登記</li> </ul>

# 医療法人の分割に関する論点



現行の医療法人では病院等の事業譲渡（売却等）を行うことは可能だが、分割については制度化されていない。

事業譲渡の場合、病院の廃止届出・新規の開設許可が必要となることや、債権者の個別の承諾が必要となる等、手続が煩雑な部分があることから、今般、他の法人類型と合わせて、医療法人においても分割の制度を認めることとしてはどうか。

その際、分割制度の対象範囲としては、持分あり医療法人は既存の法人しか認めていないことから対象とせず、持分なし医療法人（社団・財団）について認めることとしてはどうか。

また、税制上の観点から社会医療法人・特定医療法人を対象外としてはどうか。

## ※株式会社における事業譲渡と分割の比較

	事業譲渡	分割
権利義務の承継	譲渡契約に基づき承継	新設分割計画・吸収分割契約の定めに従い承継
債権者保護	債権者の個別の承諾が必要	債権者の個別の承諾が不要 （債権者異議手続あり）
雇用契約	労働者の個別の同意が必要	労働者の個別の同意が不要（承継） （労働者保護手続あり（労働契約承継法））
課税関係	事業譲渡は税法上課税対象	税法上の適格分割と認められれば、譲渡された資産の譲渡益に対して課税されない



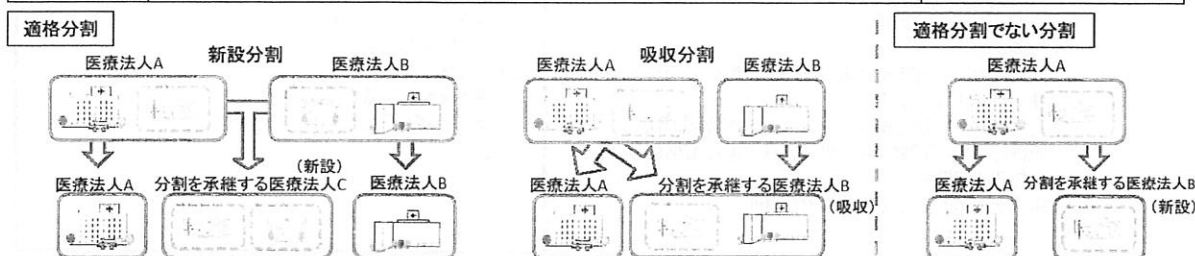
# 医療法人の分割における適格分割について (分割する資産に係る法人税の課税繰延べ等)



医療法人の分割における適格分割について(分割する資産に係る法人税の課税繰延べ等)

医療法人の分割は、持分なし医療法人(社会医療法人・特定医療法人は除く)を対象とする。  
このうち、組織再編成として、複数の法人が関わる分割については、以下の要件を満たせば適格分割となり、分割して移転する資産に係る法人税が課税繰延べ、不動産取得税が非課税となる。

株式会社の適格分割(共同で事業を営むための分割の場合)の要件		医療法人の分割への適用可能性
事業関連性に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人の事業と関連するものであるかどうか	適用可能
事業規模類似又は特定役員参画に関する要件	・分割対象の事業と分割を承継する法人の事業規模(売上金額、従業員数)がおおむね5倍を超えないかどうか 又は ・分割前の法人の役員が分割を承継する法人の役員となるが見込まれているかどうか	適用可能
資産移転に関する要件	・分割対象の事業の主要な資産及び負債が分割を承継する法人に移転しているかどうか	適用可能
従業員引継に関する要件	・分割対象の事業に従事していた従業員数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割を承継する法人で従事することが見込まれているかどうか	適用可能
事業継続に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人においても引き続き営まれることが見込まれているかどうか	適用可能
取得株式継続保有に関する要件	・分割により新たに交付を受ける分割を承継する法人の株式の全部を継続して保有する者等が有する株式の合計数が、分割前の法人の発行済株式の80%以上であること(株主50人以上の場合は不問)	左記要件を不要とする 税制改正要望を提出中



Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved 18

## 医療法人の合併の改正 (平成26年10月1日以後)



(医療法人の合併)

第57条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

4 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、それぞれ当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。

- ① 合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合
  - ・社団たる医療法人
- ② 合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合
  - ・財団たる医療法人

# 医療法人社団及び医療法人財団の合併について



## 医療法人社団及び医療法人財団の合併について

- 医療法人社団及び医療法人財団の合併について認めてはどうか。
- また、これを認めたとした場合、持分なし社団又は持分あり社団と、財団との合併後の法人類型については、以下の表のとよりの整理となるか。

【医療法人の合併前後における法人類型について】

合併前の法人類型		合併後の法人類型
持分なし社団	持分なし社団	持分なし社団
持分なし社団	持分あり社団	持分なし社団
持分あり社団	持分あり社団	(合併により新たに法人を設立する場合) 持分なし社団
		(合併前の法人が存続する場合) 持分あり社団
財団	財団	財団
持分なし社団	財団	持分なし社団又は財団
持分あり社団	財団	持分なし社団又は財団

## 「事業譲渡後の解散」と「合併」の主な違い

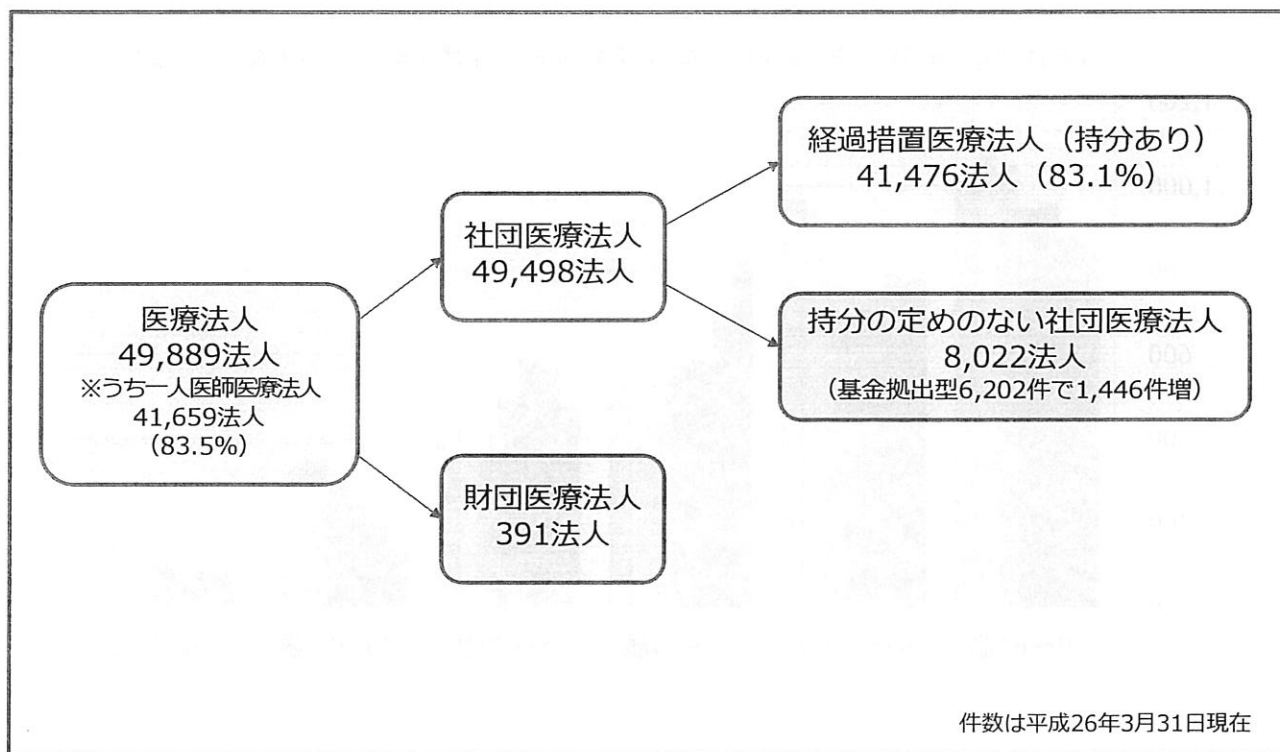


【参考：「いずれかの法人が他の法人に事業譲渡した後に解散すること」と「合併」の主な違いについて】

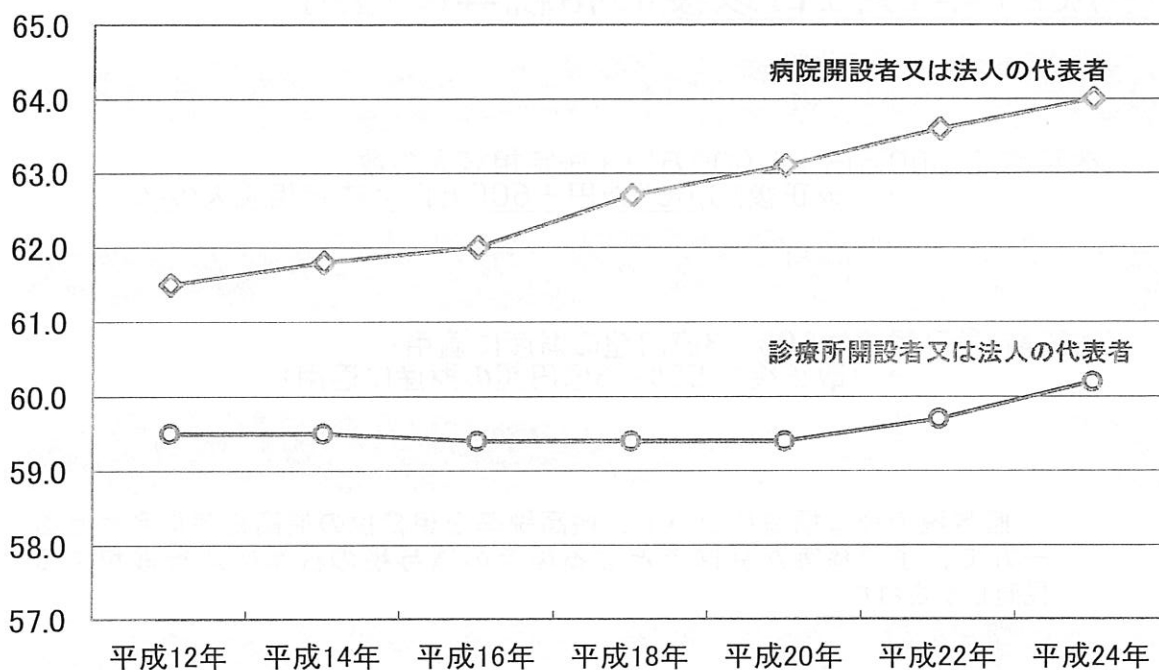
	いずれかの法人が他の法人に事業譲渡した後に解散すること	合併
権利義務の承継	契約に基づき、権利義務を承継する	合併後の医療法人は、合併前の医療法人の権利義務（行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継
病院等の開設許可の取扱	廃止届及び新規の開設許可が必要 ※ なお、病床過剰地域において、病院等の開設者に変更があった場合でも、その前後で病床の種別ごとの病床数が増加されないときは、都道府県知事の勧告は行われない。	新規の開設許可は不要
課税関係	事業譲渡は、税法上単なる財産の売買であり、課税される	税法上の適格合併に当たれば、被合併法人の譲渡した資産の譲渡益に対して課税はされない

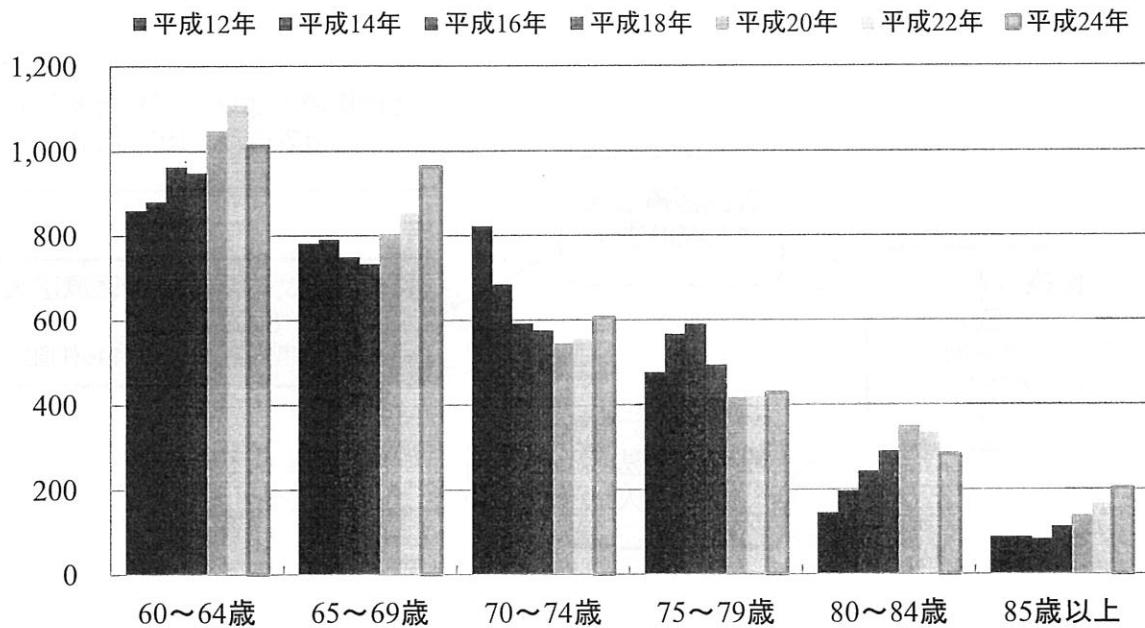


# 形態別医療法人数(平成26年3月31日)



# 医師の平均年齢の推移 (厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査より)





## 課税が強化された相続税・贈与税

(平成27年1月1日以後の相続等に適用)

### 1 基礎控除の引下げ

(改正前)  $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$   
 → (改正後)  $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

### 2 最高税率の引上げ及び税率構造の見直し

(改正前) 最高税率は50% (3億円超の財産に適用)  
 → (改正後) 55% (6億円超の財産に適用)

### 3 贈与税課税の見直し

贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しがされた

### 4 株価は大幅上昇、(所によって) 路線価アップ、



# 「医療介護総合確保推進法」の骨子

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要

## 趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

## 概要

### 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費増収増分を活用した新たな基金を都道府県に設置

② 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

### 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

① 医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定

② 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

① 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業

② 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化

③ 低所得者の保険料軽減を拡充

④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）

⑤ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

### 4. その他

① 診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設

② 医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ

③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置

④ 介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

## 施行期日

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

# 持分あり医療法人の「持分」とその留意点

- 1 「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じた払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」（改正医療法附則10の3③かっこ書き）
- 2 持分の権利とは次の2つ。定款に規定されている。
  - ① 「社員の退社時の持分払戻し請求権」
  - ② 「医療法人解散時の残余財産分配請求権」
- 3 いずれも「時価純資産」による算定が可能（判例確定）。
- 4 財産的価値があるので「相続税」の課税対象とされる。
- 5 「相続税課税」と「払戻請求」は医業継続を危うくする。

# 出資社員の退社による持分払戻し

## 1 モデル定款による社員資格喪失事由

「除名」、「死亡」、「退社」

## 2 モデル定款に基づく退社と払戻し

- (1) 「やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。」
- (2) 「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」

## 3 出資持分の払戻し請求金額

出資持分の払戻し請求金額は、出資額限度法人など特別な場合を除いて、①による評価時点において、②の金額を上限として算定する。

①社員の退社時点(払戻し請求時点ではない。)

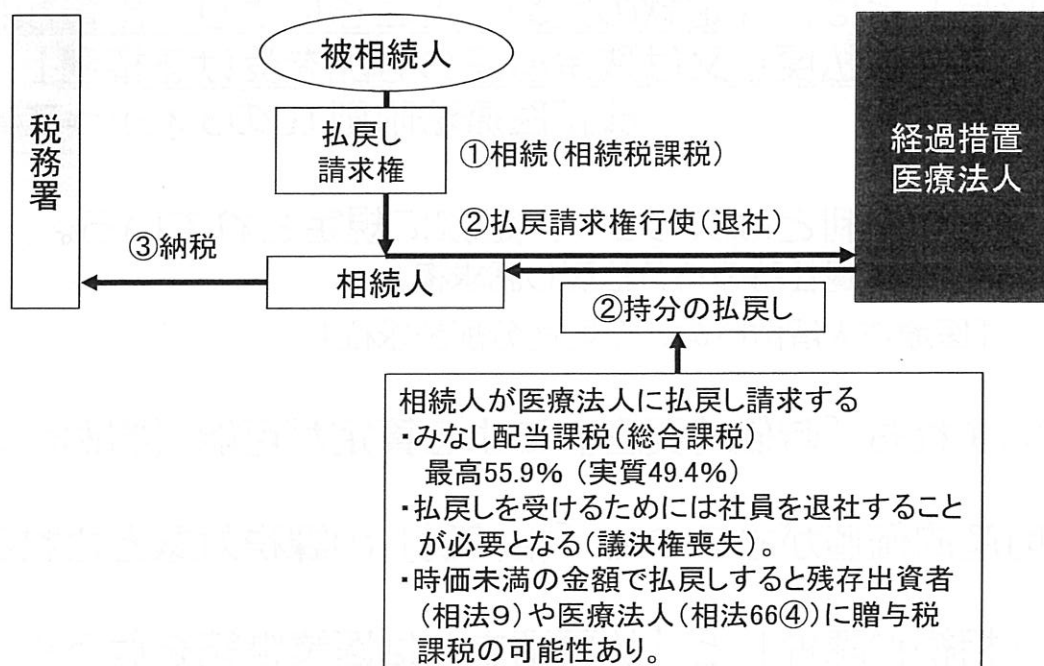
②出資の時価純資産価額

(解散時の法人税相当額や退職金債務の控除はしない。)

※平成6年(ネ)第1929号東京高裁平成7年6月14日判決、最高裁H10.11.24確定。

# 社員の相続後に払い戻したときの課税関係

【医療法人の場合】



# 相続税課税（経過措置医療法人の持分評価）

## 1. 医療法人の「持分」の相続税評価方法

- (1) 医療法人の「解散価値」である「純資産価額方式」
- (2) 医療法人の「上場価値」である「類似業種比準価額方式」

※少数社員も配当還元方式は使えない(医療法人の配当禁止規定)

## 2. 病院などを経営する大規模医療法人の出資評価

※従業員数が100人以上となる場合が大半 ⇒「大会社」

- (1) 「類似業種比準価額」
  - (2) 「純資産価額」
- } いずれか低い評価額

## 3. 一人医師医療法人の出資評価

※一人医師医療法人は「中会社の小」となる場合が大半、その評価は

- (1) 「類似業種比準価額 × 0.6 + 純資産価額 × 0.4」
  - (2) 「純資産価額」
- } いずれか低い評価額

# 類似業種比準価額方式（上場価値）

## 【医療法人の場合】

類似業種比準価額方式による評価(上場株価に連動する)

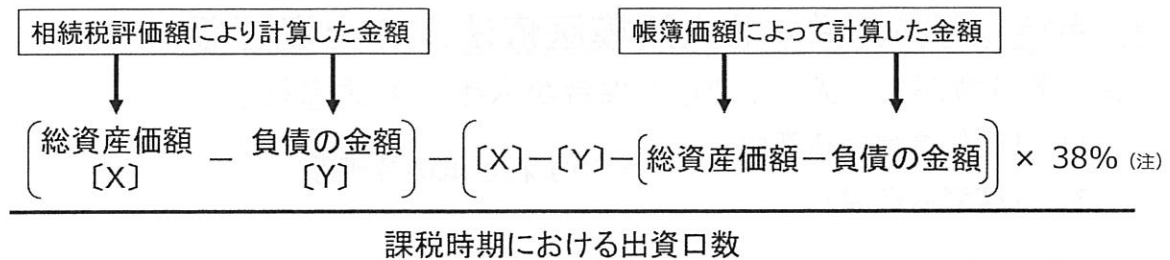
$$A \times \frac{\frac{\text{㉓}}{\text{㉒}} \times 3 + \frac{\text{㉔}}{\text{㉑}}}{4} \times \text{斟酌率(注)}$$

A: 類似業種の株価
C: 類似業種の利益金額
D: 類似業種の純資産価額
㉓: 医療法人の利益金額
㉔: 医療法人の純資産価額

(注) 斟酌率

大会社	0.7
中会社	0.6
小会社	0.5

## 純資産価額方式による評価



(注)平成27年3月31日までの相続等は40%を適用する。

## 持分「なし」への移行に関する調査研究

### ○平成22年度「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」

(厚生労働省医政局委託)

(概要)

平成18年医療法改正において持分のある医療法人の新設ができなくなったが、改正医療法附則第10条により残余財産に関する経過措置を受ける持分のある医療法人は94%を占め、持分のない医療法人への移行が進んでいるとは言えない状況にある。移行の障害となっている要因の分析とその克服のための対策、円滑な移行のための税制を含めた対応マニュアルの提案など、医療法人制度改正を行うための参考となる基礎資料を作成するものである。

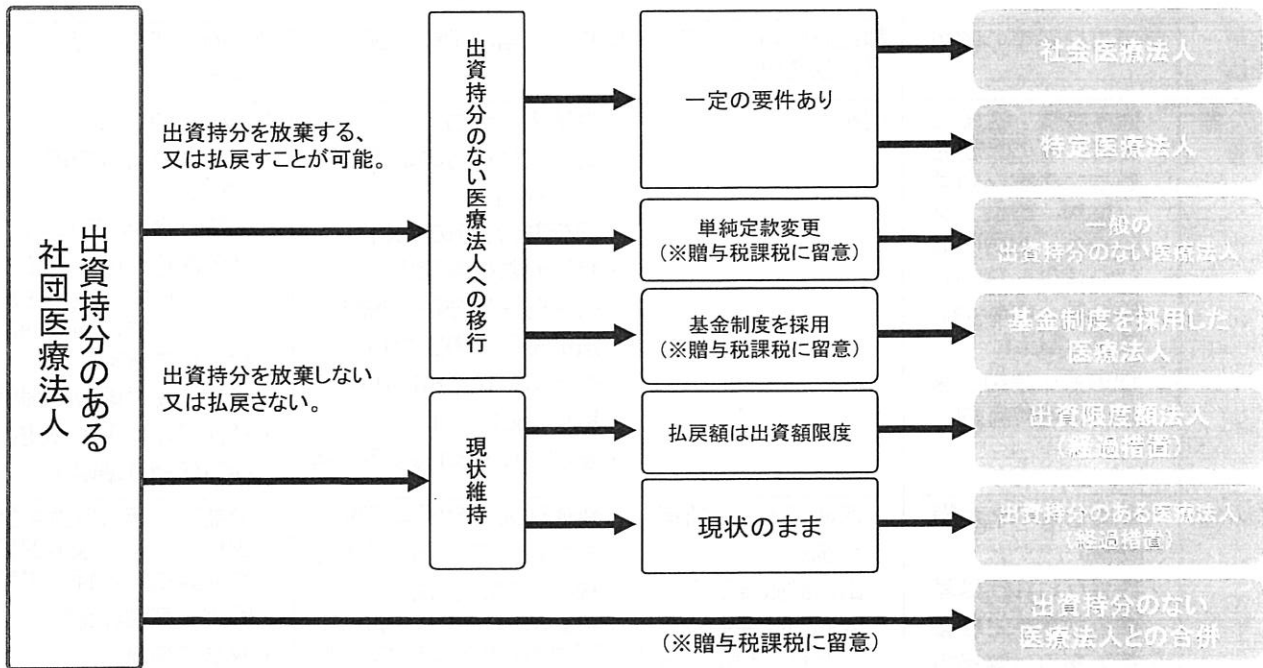
### ○平成26年度「持分によるリスクと持分なし医療法人への移行事例に関する調査研究」

(厚生労働省医政局委託)

(概要)

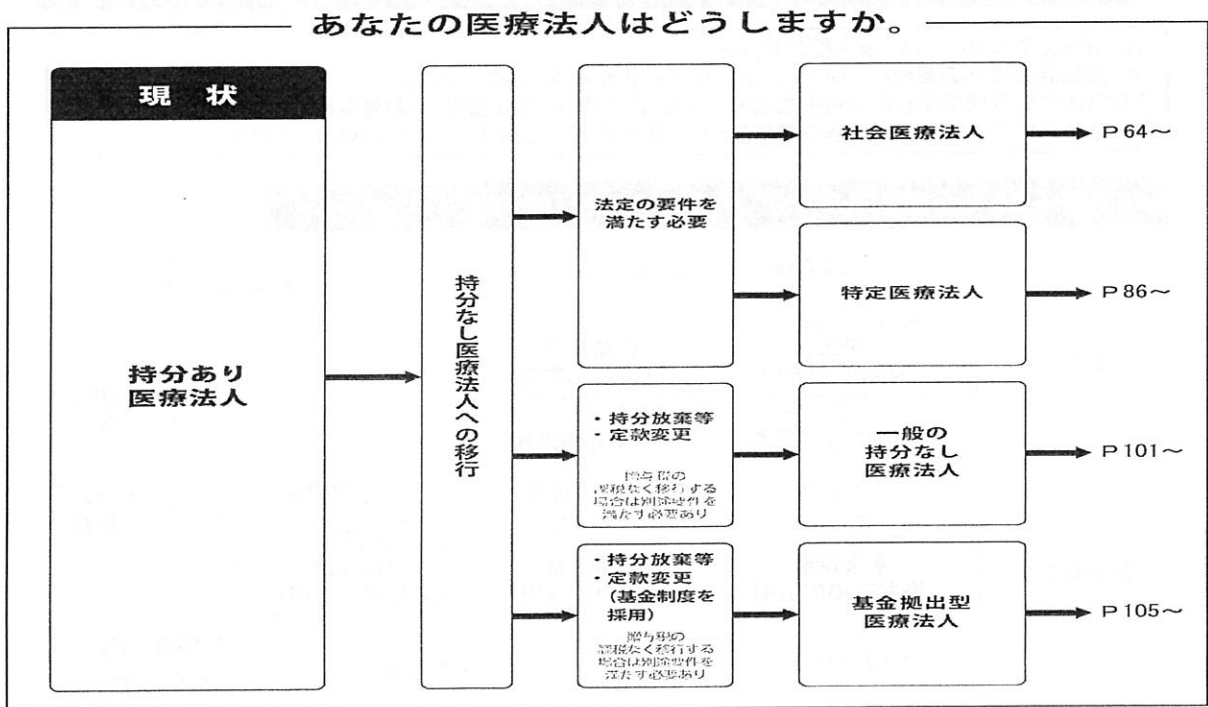
持分なし医療法人への移行を促進していくために、これから移行を考える法人において課題の抽出や具体的な取組のスケジュールの作成等に役立てられるよう、実際に移行した事例に関する調査研究、「持分によるリスク」に関して自法人の財務諸表等を用いた分析を行い、法人自らがリスクの認識が可能となるようなチェックリストを作成した。

# 出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル (平成22年度医療施設経営安定化推進事業)



※出所: 出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル(厚生労働省)をもとに作成

# 持分によるリスクと持分なし医療法人への移行事例に関する調査研究 (平成26年度医療施設経営安定化推進事業)





# 形態別医療法人の概要と主な特徴

	医療法人	出資額限度法人	特定医療法人	社会医療法人
根拠法	医療法39条	なし	租税特別措置法67条の2	医療法42条の2
認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可 (定款変更)	国税庁長官の承認(税制)	都道府県知事の認定(定款変更)
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産要件…医療法人は、その業務を行うに必要な資産(施設、設備、又は資金)を有しなければならない。</li> <li>役員数…理事3名、監事1名以上</li> <li>理事長…原則、医師又は歯科医師</li> </ul>	同左	医療法人のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>財団又は持分の定めのない社団</li> <li>同族割合3分の1以下</li> <li>特別利益供与禁止</li> <li>残余財産は国等に帰属</li> <li>法令違反の事実なし</li> <li>社保診療比率80%超</li> <li>給与3600万円以下</li> <li>差額ベッド30%以下 等</li> </ul>	医療法人のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>財団又は持分の定めのない社団</li> <li>同族割合3分の1以下</li> <li>救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)</li> <li>残余財産は国等に帰属</li> <li>社保診療比率80%超</li> <li>役員報酬基準明示</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通法人(全所得課税)</li> <li>持分なし社団は基金型が可能となる</li> <li>持分ありは経過措置で認定制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通法人(全所得課税)</li> <li>出資額限度法人も経過措置医療法人であり、認定医療法人は可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通法人(全所得課税)、ただし、軽減税率(法人税率19%)課税</li> <li>※平成24年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度においては、年800万までの部分につき15%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人等(収益事業課税、一定の医療保健業非課税)&amp;軽減税率</li> <li>固定資産税非課税</li> <li>収益業務が可能</li> <li>社会医療法人債発行可</li> </ul>

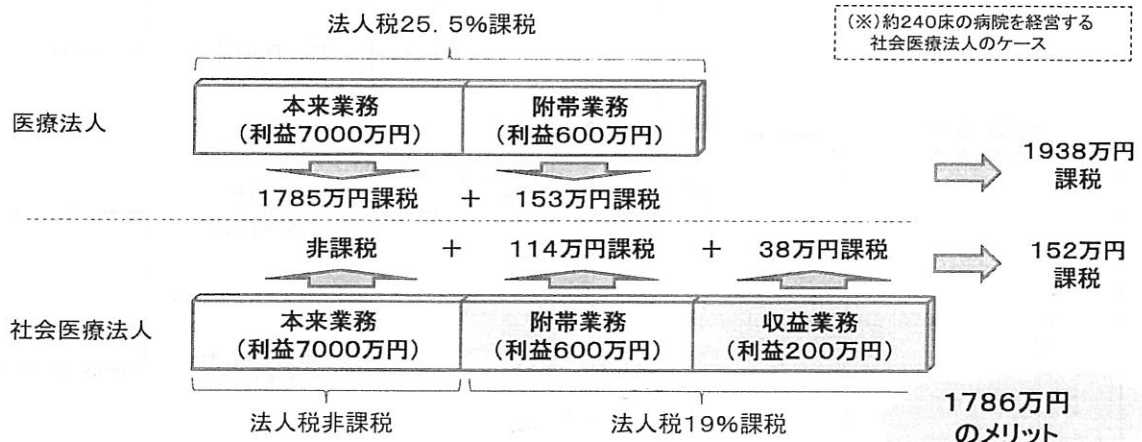
Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved 38

## 社会医療法人の税制上のメリット

### 社会医療法人の税制上のメリット

- 医療保健業については、法人税が非課税
- 医療保健業以外の業務については、法人税率は軽減税率(19%)が適用
- 救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税・都市計画税・不動産取得税が非課税
- 本来業務に充当する収益業務の収益をみなし寄付金として、所得の50%を限度に非課税

### 医療法人と社会医療法人の法人税の取扱いの比較(モデルケース※)



(注)復興特別法人税(10%増し)を加味すると、25.5%→28.05%、19%→20.9%となるが、省略している。



1. 救急医療等の事業に関する要件

【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数=20%以上、又は、夜間休日搬送受入件数=年間750件以上 ※精神科救急:年間時間外診療件数=3力年で人口1万対7.5件
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと
へき地医療	病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数)が53日以上であること) へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。)
周産期医療	ハイリスク分娩管理加算=年1件以上、かつ、分娩件数=年500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年10件以上
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／乳幼児加算初診料算定件数=20%以上

2. 公的な法人運営に関する要件

【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
- 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること 等

社会医療法人の認定取消に係る運用について

(平成26年3月31日 厚労省医政局長通知)

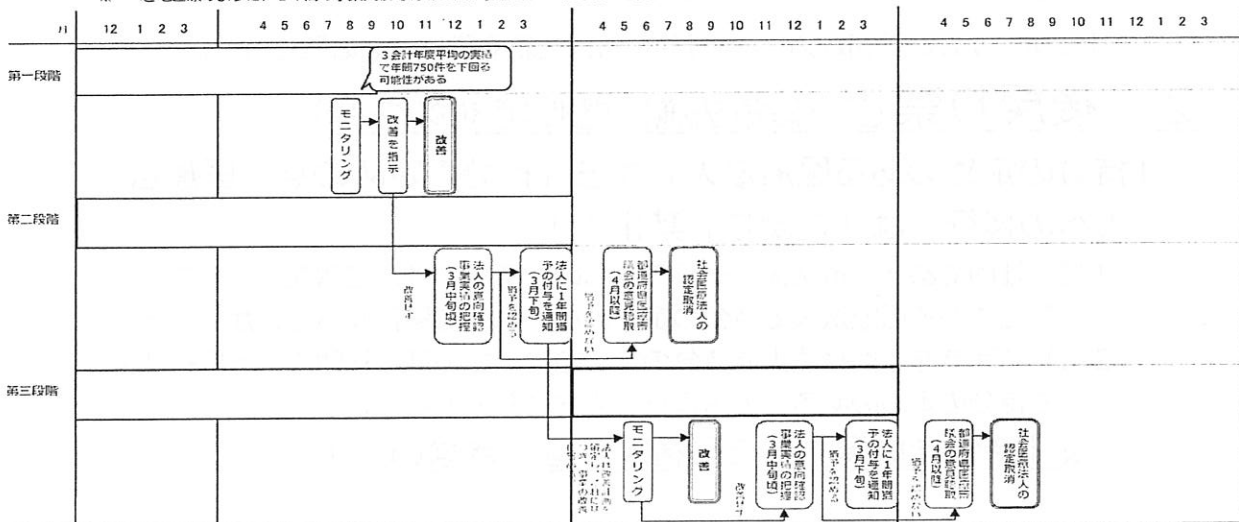


社会医療法人の認定取消に係る運用について (案)

- 都道府県は、社会医療法人に対して、適宜事業実績をモニタリングし、認定要件を下回る可能性がある場合には、事業の改善を指示する。
- 社会医療法人が事業の改善をできず、認定要件を下回った場合には、当該社会医療法人が事業の継続の意思があり、かつ都道府県知事が、一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができる。  
社会医療法人は、この猶予期間に事業の改善を図ることとする。

○ 救急医療の場合(3会計年度平均の実績で夜間休日搬送受入件数が年間750件以上)

※ へき地医療のように、1年間の事業実績で判断される事業についても同様に対応する。



<平成27年度税制改正大綱 P80～81>

(8) 医療法等の改正により社会医療法人制度における次の認定要件の見直しが行われることを前提に、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。

- ① 病院及び診療所が所在する全ての都道府県において救急医療等確保事業に係る業務を行っていることとの要件について、医療法人の基幹的な病院が所在する二次医療圏と隣接する市町村であってその病院が所在する都道府県以外の都道府県に属するものにその医療法人の診療所が所在し、かつ、その病院が所在する都道府県及びその診療所が所在する都道府県の医療計画にこれらの都道府県境周辺地域における医療提供・連携体制の確保のために必要な事項が記載されている場合において、その医療法人がその病院において救急医療等確保事業に係る業務を行っているときは、その要件を満たすものとする。
- ② へき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療を年間53日以上実施することとの要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣及びそのへき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療をそれぞれ純増で年間106日以上実施すること等を加えた上、その要件との選択とする。  
(平成27年3月31日 厚労省医政局長通知)

## 「持分なし」への移行手続き

### 1 「持分なし」への移行手続き

「持分」の箇所を削除する「定款変更（残余財産は国等へ）」を行う。その際は、出資社員全員の同意（持分放棄）が必要とされる。

※持分あり法人を解散して、持分なし法人を新規設立する必要はない。

### 2 後戻り禁止（医療法施行規則 第30条の39）

「持分の定めのある医療法人」から「持分の定めのない医療法人への移行」は「後戻り」禁止！！

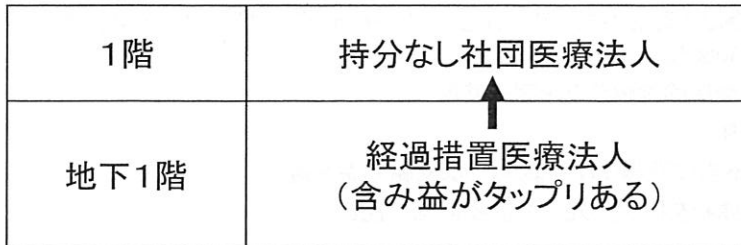
(1号) 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

(2号) 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

※「持分を放棄」したら後戻りはできない！！

# 持分「あり」から「なし」への移行（イメージ）

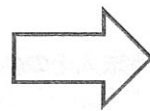
持分評価が高い持分あり社団医療法人（地下1階）が相続・事業承継対策のため自主的に持分なし（1階）に定款変更し移行する場合



注：移行が強制されることはない。  
手続きは「定款変更」

しかし、

同族経営
特別の利益供与など



**医療法人に  
贈与税課税!!**  
(相法66条4項)

## 相続税法第66条第4項による贈与税課税

### 1 概要

移行前の医療法人の出資者が、その出資持分を放棄したことによって、親族等の相続税又は贈与税の負担が不当減少した場合には、相続税法第66条第4項の規定の適用を受け、医療法人を個人とみなし、医療法人に対し贈与税が課税される(相法66④)。

### 2 不当減少要件の判定(相令33③)

「不当減少要件」をクリアしているか否かの判定は次の5項目により行われる。

- (1) 医療法人の運営組織が適正である
- (2) 同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下である
- (3) 医療法人関係者に対する特別利益供与が禁止されている
- (4) 残余財産の帰属先が国等に限定されている
- (5) 法令違反等の事実がない



# 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）



◎相続税法施行令第33条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。（なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。）

- ① 運営組織が適正であること(医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の規定による)
    - ・社会保険診療(租税特別措置法第26条第2項に定める給付、医療、介護、助産、サービス)、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の80%超
    - ・自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
    - ・医業収入が医業費用の150%以内
    - ・役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
    - ・病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載

※医療法第30条の4第2項第4号、第5号：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、在宅医療、都道府県知事が特に必要と認める医療
  - ② 役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること（定款、寄付行為にその旨の定めがあること）
  - ③ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
  - ④ 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属させること（定款、寄付行為にその旨の定めがあること）
  - ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと
- ※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

## ② 「役員等（社員は含まれない）」について

厚労省平成26年1月23日事務連絡



Q4. 相続税法施行令第33条第3項第1号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が3分の1以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

A4. 含まれない。

(理由)役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている(相続税法施行令第32条)。医療法人の場合にあつては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

出所：厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集(Q&A)について」





## (2) 具体的事例

上記通知の具体的事例を示します。

- 例1** 理事等だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸付けがある。  
医療法人資産の目的外利用となり、認められません。社宅の場合は、社宅規定があり、職員と同様の取扱いにて実施される福利厚生目的を除き、特定の者に対する利益供与となります。
- 例2** 医療法人の土地や建物に、理事等の個人的借入金の抵当権等が付いている。  
事実上の利益供与となります。例えば、ある理事が関与する企業もしくはいわゆるメディカルサービス法人（MS法人）の借入金のために、医療法人の土地や建物に抵当権を設定したとします。仮に、この会社が借入金を返さないとなると、抵当権を設定した金融機関等は医療法人の土地や建物を差し押さえることとなります。医療法人の土地や建物に他人や他社の



抵当権を設定するという事は、医療法人の財産を差し押さえて良いと承諾しているものから、医療法人の安定的運営からも決して認められないことです。

- 例3** 理事等に対し、個人的な資金の貸付け、いわゆる貸付金がある。  
貸付そのものが禁止されています。医療法人の資金は、医療法人の目的に対して支払われるべきで、その余剰資金を理事等に貸し付けることは、明らかな利益供与となります。
- 例4** 医療法人が所有する資産を、理事等に無償または著しく低い価格で譲り渡している。  
これも理事等に対する利益供与であり、実質的な利益配当を禁止する規定です。
- 例5** 理事等が主宰する関連会社から資金を借り入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。  
ここでの問題は、通常より高い金利を払うことで、経済的な利益を与えるとともに実質的な利益配当に繋がるということが認められないというものです。
- 例6** 理事等から、過大な価格で資産を譲り受ける、もしくは、医療法人の事業に使用しない資産を理事等から譲り受ける。
- 例7** 理事等に対し、職務対価としてではなく、理事であることのみをもつての報酬支払いをしている。
- 例8** MS法人等関連法人があり、入札等公正な手続を取らず、不当に高額な取引をしている等、実質的な利益配当とみなされる取引をしている。

## 1 納税義務の発生時期（贈与日）

持分「なし」への定款変更の認可日が「贈与日」とされます。

## 2 贈与財産の種類

「持分放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益」

※出資ではない

## 3 贈与財産の評価

財基通総則5項（評価方法の定めのない財産の評価）

「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。」

(1) 医療法人の出資の評価（財通194-2）に準じて評価する。

(2) 「大会社」であれば「類似業種比準価額」で評価も可。

※財基通総則6項（この通達の定めにより難しい場合の評価）では「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」とされており、課税上の弊害の有無には留意が必要。

# 医療法人の贈与税計算と申告納税

## 4 医療法人の贈与税計算

(持分放棄による経済的利益の額 - 110万円) × 累進税率

## 5 申告納税など

暦年課税制度。申告納税は、医療法人の決算に関係なく、定款変更認可日の翌年2月1日から3月15日の期間（相法28①）。

医療法人が払う贈与税は法人税で損金不算入（法法38②）。

## 6 持分放棄をする社員が複数いる場合の贈与税計算

<例示>

持分の定めのない社団医療法人へ移行するため、社員全員が持分放棄をした。

社員A放棄額5億円、社員B放棄額1億円、社員C放棄額3,000万円。

・社員A (5億円 - 110万円) × 55% - 400万円 = 2億7,039.5万円

・社員B (1億円 - 110万円) × 55% - 400万円 = 5,039.5万円

・社員C (3,000万円 - 110万円) × 50% - 250万円 = 1,195万円

医療法人の納付贈与税合計は3億3,274万円

※各贈与者の贈与税計算は「第一表の付表の二」様式で行い、合計贈与税額を「第一表」に記載して申告する。納付書も一括記載で納税する。

## 持分なし医療法人への移行促進策について

### 概要

- 医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための出資持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していきけるようにするため、医療法人による任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じていく。

### 移行計画認定制度

- 移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入することとし、この仕組みを法律に位置づける。（認定に当たっては、移行を検討する旨を記載するための定款変更、移行計画の作成などを要件とする。）

### 計画認定を受けた医療法人への支援

- 融資制度及び税制措置について検討。

### その他の支援

- 都道府県の医療政策担当部局を集めた会議など幅広い機会を捉えて、持分なし医療法人への移行の意義や「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（厚生労働省が平成23年3月に策定し、公表している。）の活用等についての周知を行う。

マニュアルの内容：課題の確認、移行の選択肢、移行の手順など

## WAM独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部

（平成26年度新規事項）

### 持分なし医療法人移行のための経営安定化資金に係る融資条件の優遇

平成19年度に施行された第5次医療法改正では、医療法人の非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、出資持分のある医療法人の新設ができなくなりました。

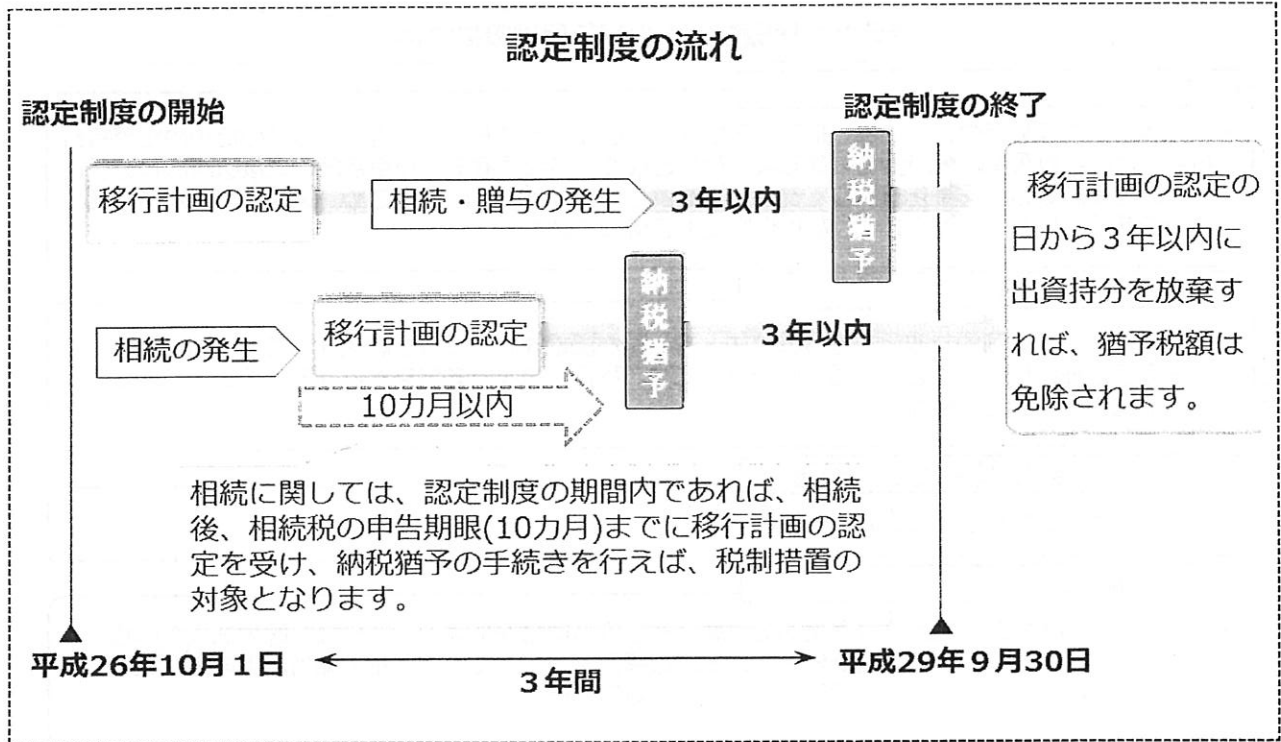
現在の出資持分のある医療法人から出資持分のない医療法人へのスムーズな移行を支援するため、当機構では新たな経営安定化資金を設けました。ただし、通常の経営安定化資金との併用はできません。

（平成26年度末まで）

- 貸付限度額・・・2.5億円
- 償還期間・・・8年以内
- 据置期間・・・うち据置期間1年以内

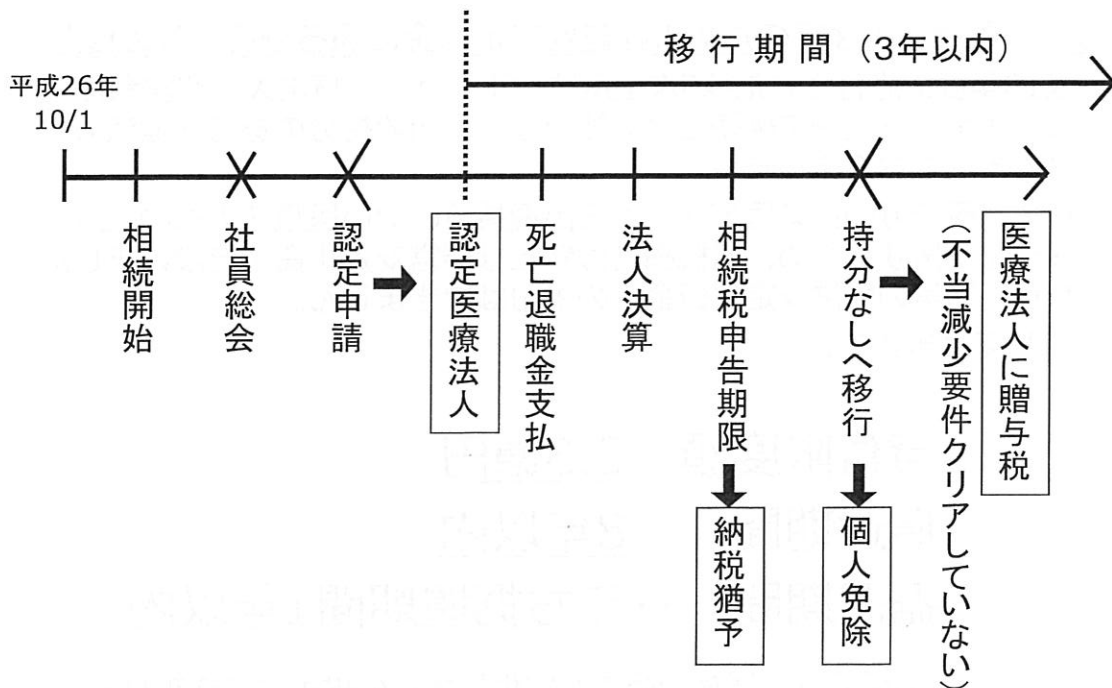
※この優遇は、通常の経営安定化資金との併用はできません。

# 移行計画の認定制度の手続き



「持分なし医療法人への移行に関する手引き書」より

## 相続開始後に認定医療法人となり その後「持分なし」へ移行する場合



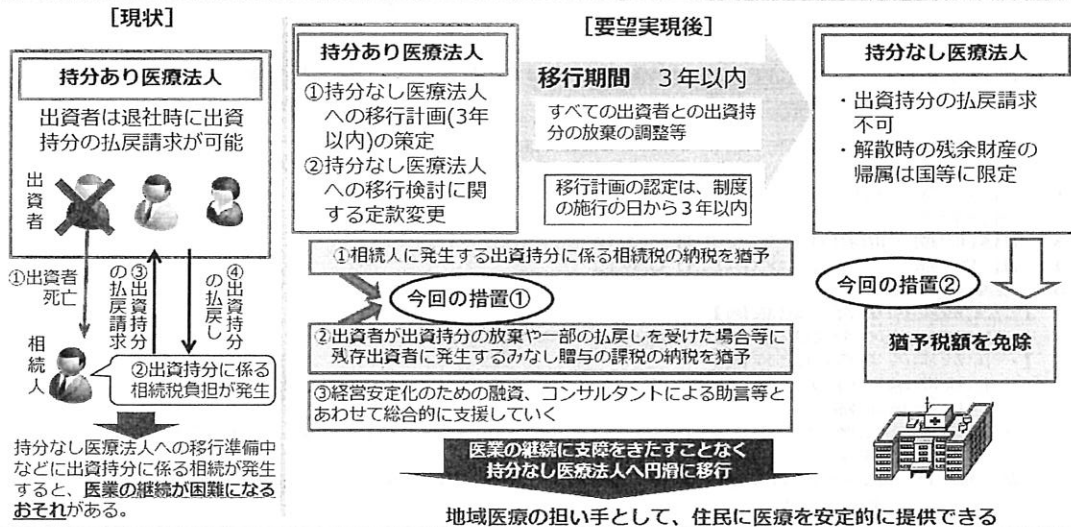
# 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設（平成26年度税制改正）



医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設（相続税・贈与税）

## 大綱の概要

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様とする。



Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved 56

(事例) 相続人が、出資持分2億円（出資額1,000万円、利益剰余分1億9,000万円）、その他財産1億円の合計3億円を相続した。法定相続人は1名で、出資持分2億円について相続税の納税猶予を受け、移行期間内に「持分なし」へ移行した場合



## ○平成27年1月1日からの相続に係るもの

### ① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人)  
基礎控除 = 2億6,400万円
- 2) 税額計算 2億6,400万円 × 45% - 2,700万円 = 9,180万円  
税率 控除額

### ② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人)  
基礎控除 = 1億6,400万円
- 2) 税額計算 1億6,400万円 × 40% - 1,700万円 = 4,860万円  
税率 控除額 (猶予税額)

### ③ 納税額 9,180万円 - 4,860万円 = 4,320万円



## 持分の放棄申出書 書式例

出資持分の放棄申出書

平成28年 7月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□ 1-1-1  
 法人名：医療法人 ○○会  
 代表者の氏名：理事長 □□ □□ 殿

住 所：東京都千代田区□□ 1-2-3  
 氏 名：△△ △△ 印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

1 出 資 先：(法人名) 医療法人 ○○会  
 2 出資者名：△△ △△  
 3 出資時期：昭和60年 2月 1日  
 4 出 資 額：金 3,000,000円  
 5 放棄の内容：  
 【全部放棄の場合の記載例】  
 ・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権  
 【一部放棄の場合の記載例】  
 ・払戻請求を行う、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権  
 ・基金として拠出する、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権  
 6 放 棄 日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可の日  
 あった日

出所：厚生労働省「持分なし医療法人」への移行に関する手引書 附則様式第7

Copyright© Medical Management Planning Group All Rights Reserved

58

## 出資額限度法人に対する特例の適用

### 1 出資額限度法人

出資額限度法人とは、「出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの（平成19年3月30日付医政発第0330049号『いわゆる「出資額限度法人」について』第2）」をいう。

※全国に268法人、東京が29で最多（平成26年3月31日現在）

### 2 出資額限度法人の「出資」の相続・贈与時の評価

財産評価基本通達194-2で評価される。

### 3 納税猶予・免除特例の適用

出資額限度法人は経過措置医療法人に該当する。したがって、認定医療法人となれば適用あり。

◇ 出資持分問題（相続税課税と払戻請求）を未解決で相続を迎えても、相続税の申告期限（相続後10ヶ月以内）までに「認定医療法人」になれば、最長3年、相続・事業承継の解決準備期間が得られる。

＜3年の期間で解決する問題＞ ～ 相続人達で解決をする ～

- (1) すべての出資者との出資持分の放棄の調整（「あり」から「なし」へ）
- (2) 医療法人の贈与税を払わないためには「不当減少要件（相令33③、個別通達）」をクリアする。
- (3) 出資持分について相続税の期限内申告書の提出期限までに「分割」協議を整える。※期限内申告は10ヶ月以内
- (4) 個別事情による問題解決（遺産分割など）を図る。

## 新制度の課題

(問題点)

### ◇持分「あり」から「なし」への移行が前提

1.平成23年4月付 四病協・日医のアンケート調査 (22.6~7調査)

Q) 「持分なし」に移行する意向があるかどうか？  
→病院の61.7%、診療所の91.8%が「ない」と回答。

2. 病院経営者で移行を志向しない理由（上位3つ）

- ①出資持分はオーナーシップの源泉であり放棄できない。
- ②相続税を支払っても、医療法人を子孫に承継させたい。
- ③同族経営を維持したい。

- ・ 厚生労働省ホームページ
- ・ 財務省 租税特別措置法等改正（相続税・贈与税関係）の改正
- ・ 財務省ホームページ
- ・ 自由民主党 平成27年度税制改正大綱

## MMPGとは

メディカル・マネジメント・プランニング・グループ

?

MMPG(メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)は、我が国医療・福祉界の健全発展に貢献することを目的とした全国の100をこえる有力会計事務所による医業経営コンサルティンググループです。

### MMPGの7つの特徴

MMPGでは、同じ志を持った税理士・公認会計士が組織のなかで、お互い切磋琢磨し合える関係を築いております。さらに会員間で各事務所の個別の情報やノウハウ、ツールの共有がなされているため医療・福祉クライアントを持つこれら土業向けコンテンツが充実しています。

#### MMPG全体会

四半期毎に全会員が一堂の場に会し、組織の方向性を確認するMMPGの基幹行事です。当日は各会員にとって医療・福祉のみならず税務・会計分野を含めた情報収集・情報発信の場として、また交流の場として機能しています。

#### MMPG研究会&

#### MMPG医療・福祉・介護経営研究所

医療・福祉・介護分野の最新情報からコンサルスキル向上のノウハウ構築まで、会員事務所の指導力強化及び提案力強化を目的に研修活動及びツール開発に取り組んでいます。

#### MMPGの情報提供

施策動向に合ったコンサルテーションを基本とするため、会員は医療・福祉・介護施策の正確な理解と先見性が必須です。その土台となる総合性・専門性・即時性を基本としたレポートやメール配信等の多彩な情報発信がMMPGの魅力です。

#### M-LANS (エムランズ)

インターネットを利用したシステムを会員事務所に標準装備し、年間500時間を超えるMMPGの研修の一部を手元のPCによりいつでも視聴出来る職員教育の基本ツールです。

#### MMPG資格認定試験

医療担当者の質を担保するため資格認定制度を構築しています。医療・福祉・介護の横断的な基礎知識の習得、更には実務に結びつく知識まで常に最新情報が反映された試験です。

#### MMPG地域会&誠志会

全国を8地域会に分け、地域における会員の交流・情報交換の場として機能しています。更に職員主導による各地域誠志会は職員のコンサルティング技能向上を目的に事務所の枠をこえた職員同士の研究会・交流会として機能しています。

#### MMPGデータベース

会計事務所の特性を活かし、診療報酬・財務・給与におけるデータ収集と徹底した経営分析を行います。医療機関・福祉施設の経営状況を客観的に分析しフィードバック致します。